

平成29年第6回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成29年7月24日（月）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 平成29年7月24日（月）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君      |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君     |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君     |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君      |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君      |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |        |
|-------------|--------|
| 町 長         | 吉田隆行君  |
| 副 町 長       | 山中裕之君  |
| 総 務 部 長     | 新木之博君  |
| 民 生 部 長     | 中村政愛君  |
| 総 務 課 長     | 藤本大一郎君 |
| 保 険 健 康 課 長 | 増木梨江君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 係 長 | 車地広敏君 |

~~~~~○~~~~~

## 8. 議 事 日 程

### 議 事

- 日程第1 「会議録署名議員の指名」  
日程第2 「会期の決定」  
日程第3 議案第34号 「坂町介護保険条例の一部改正について」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、御苦労さまでございます。何かとお忙しい中を御出席賜り、まことにありがとうございます。

本日は議案1件でございますけれども、ひとつよろしく願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成29年第6回坂町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時02分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成29年第6回坂町議会臨時会が開会をされるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会の開会をお願いをいたしましたところ、御多忙の中を御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では1件の案件について御審議をお願いをいたしております。案件の内容につきましては、後ほど、御説明をさせていただきたいと存じます。

何とぞ、よろしく御審議をくださいます、御承認を賜りますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、10番中 雅洋議員、11番大田直樹議員、1番光岡美里議員を指名します。

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第34号「坂町介護保険条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第34号「坂町介護保険条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い行うものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をごらんください。

第6条第2項中の改正につきましては、特に所得の低い第1段階の保険料の軽減期間が平成27年度及び平成28年度であったものを、平成27年度から平成29年度までとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日からでございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 横の連携ということでちょっと伺うんですが、29年4月何日かは書いてないんですが、税務住民課から書類でこの金額3万942円であるとの広報がされております。その時点でわからなかったんかどうかいふことをちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

介護保険の賦課そのものは税務住民課がやるんですけども、全体の管理運営と申しましたら保険健康課でございます。保険健康課において、既に条例改正済みであると判断して、そのようなペーパーを送られたものと推察をいたします。いずれにいたしましても、保険健康課から税務住民課へのきちんとした連絡が行っておらなかったのが今回の原因でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） いや、今の件なんですが、要は、税務住民課からこういう書類を出すでとって保険健康課のほうに来るべきじゃないかと思うんですが、その辺はどんなですか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） その点につきましては、こちらのほうに参っておりますが、要は、保険健康課のほうにこの一部改正の書類が参りましたときに、担当者が、担当者といいますか、それは私もでございますが、これを見逃していたところでございます。ですので、税務住民課から書類が来るのではということでございますが、

そこはこちらのほうには来てはおりませんので、その確認はできてはおりません。ただ、条例改正につきましては、必ず行うものでございますので、これは担当者及び管理職の私の不徳のいたすところで、二度とこのようなことがないように注意をいたして事務を遂行してまいりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） この条例文についてちょっと背景とかお聞きしたいんですけど、これ、今ある新旧対照表、これで現行と改正案があります。現行のところ、6条の初めに27年度から29年度までと。改正案もそこまでは一緒です。これ、下になって、2項に対して28年度の減額、ここまでに切つとるんよね。下の2項ですか、これ、何か上の6条のところの1項になるんかな、6条の1項で、これとアンマッチになつとるような気がするんよ。最初からそういうふうになつとるもんなんか、この改正案見たら、これが自然なんよね、1項の文章に対してまでのいうて。

また、ここでちょっとごちよごちよとあるんじゃないけど、この途中での話が何かあるんかな思つて。要は、単なる誤記の条例じゃったんかな思うんですが、そうじゃなくて、ちょっと今朝説明があつたのは、誤記じゃなくて、この年度になつたらすぐやらんにゃいけんものを忘れたと言われたんですが、要は、当時つくつたこの条例そのものが誤記かな思うんですが、その辺はどういうふうな形なんですか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらにございます第6条第1項につきましては、これは介護保険料の全体に対する内容のものでございます。誤記ではなく、第1項から第11を省略しておりますが、これは介護保険料が第1段階から第11段階までございます。その保険料を定めております。そのうちこの第2項につきましては、前項第1号に該当するものということで、1段階から11段階まであるものを、さらに1段階につきまして0.5の負担割合から0.45の負担割合にすると、追加でここに明記をされるものでございますので、誤記ではございません。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 減額賦課ということになれば、不足分については公費負担というようになると思うんですけども、その割合と、例えば町が負担する部分について補正を組む必要があるのかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

こちらにつきましては、公費負担がございます。公費につきましては国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。こちらにつきましては、実は、予算につきましては、この減額分の補正をまたお願いすることになると思いますので、今後、また計上をいたしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これ、4月に職員の人事異動がありましたよね。その前からの案件なのか、そのときに引き継ぎが悪いのか、それが何かを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

この改正につきましては、ことし1月に県のほうからこの条例改正がある旨の通知はメールで来ておりました。ですので人事異動の関係ではなく、昨年度の担当で処理すべきところできておりませんでしたというところがございます。申しわけございません。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第34号「坂町介護保険条例の一部改正につ

いて」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 以上で、日程は全て終了しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成29年第6回坂町議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきましては、原案のとおり御決定をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

先週、梅雨明けが発表され、本格的な暑い夏が到来をいたしますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、なお一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成29年第6回坂町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

(起 立)

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

(閉会 午前10時13分)